

学芸員等の資格の改正に伴う関係規程の整備（案）

■改正博物館法における学芸員・学芸員補に関する規定

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者（1）
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの（2）を含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者（3）

（1）学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者について

（受験資格の整理）

- ・ 博物館法施行規則第3条において、「学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定及び審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする」との規定が置かれている。
 今後も、大学における博物館に関する科目の単位の修得以外の手段で学芸員となる資格を得るための手段として、資格認定の制度は存置する必要がある。
- ・ ただし、試験認定・審査認定の各受験資格について、現行省令上は学芸員補としての勤務経験年数を求める規定がある。これまでの博物館法では、学芸員補となる資格は、「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学できる者」に与えられており、多数の者が学芸員補として博物館での実務に従事することができたが、今回の博物館法の

改正により、学芸員補となる資格の要件として、博物館に関する科目の単位の修得等が求められることとなった。

- ・ 学芸員補となる資格の取得自体が、専門科目の修得を前提とするものとして改められたことを踏まえれば、引き続き資格認定の各受験資格に学芸員補としての勤務の経験を求めることは、資格認定制度の実施に支障をもたらす結果となり得る。
- ・ 現行省令における資格認定の各受験資格として、学芸員補としての勤務経験を求めているのは、博物館における実務経験を求めているものと解されることから、今後はその趣旨を正確に反映するため、博物館において学芸員の資格認定を受験するにふさわしい経験を積んだ者が資格認定の受験資格を得られる形に改めることとしたい。
- ・ なお、このように改めたとしても、学芸員としての学問的専門性は試験又は審査によって担保されることから、学芸員補の要件に博物館に関する科目の単位の修得を求めることとした法改正の趣旨に反するものではないと考えられる。

(参考) 現行の博物館法施行規則における受験資格の規定の例

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職(法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。)にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者

ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

(試験認定合格者の実務について)

- ・ 現行省令では、試験認定の筆記試験合格者について、「一年以上学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定」することを求めているが、今回の法改正により、筆記試験合格者が学芸員補となる資格を得ているわけではない場合が生じ得ることとなった。
- ・ 当該規定の趣旨は、専門的な知識の習得が認められた者に、博物館における実務経験を積むことを求めるものであることから、学芸員補となる資格の要件に関する法改正を踏まえ、今後は、博物館において学芸員となるための必要な経験を積むことを求める形に改めることとしたい。

(資格認定によらずに学芸員となる資格を有することを認める者について)

- ・ これまでの制度では、博物館法第5条第1項に定めるように、学士の学位を有して博物館に関する科目の単位を修得していなければ、資格認定に合格するか、(2)に示すように博物館に関する科目の単位を修得した上で学芸員補としての勤務経験等を積むことでしか、学芸員となる資格を有する者とは認められなかった。
- ・ 一方で、学士と同等以上の学力を有しており、かつ、博物館に関する科目の単位を修得した者であれば、資格認定を経ずとも、学芸員となる資格を有する者とすべきと考えられる。例えば、学士の学位取得を経ずに修士や博士の学位を有している者や、外国大学において学士の学位に相当する学位を授与された者などが、博物館に関する科目の単位を修得した場合には、学芸員となる資格があることを認めることが適当と考えられる。

(2) 学芸員補の職と同等以上の職の指定について

(学芸員補の職と同等以上の職の意義)

- ・ 短期大学士の学位を有し、博物館に関する科目の単位を修得した者（これと同等以上の学力及び経験を有する者として省令で定める者を含む。）が、学芸員補として3年間勤務した場合、学芸員となる資格を得ることとされている（法第5条第1項第2号）。
- ・ この規定の趣旨は、学芸員となる資格の取得に学士の学位が求められる一方、学芸員補となる資格の取得には短期大学士の学位で足りることとされているところ、両者の差を博物館における学芸員補としての職の経験でカバーさせようとする点にある。
- ・ 法第5条第2項の規定は、博物館における学芸員補としての勤務の経験以外に、これと同等以上の経験として認められるものを文部科学大臣が指定することで、学芸員となる資格の取得方法を多様化させることを意図したものである。

(学芸員補の職と同等以上の職)

- ・ 平成8年以後、文部科学大臣告示として、以下の職について学芸員補の職と同等以上の職を指定してきたところである。同告示については、規定する職の内容は基本的に維持しつつ、必要な技術的修正を加えることとする。

■ 現行の文部科学大臣告示において学芸員補の職と同等以上の職に指定されている職

- ・ 博物館相当施設において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 独立行政法人国立文化財機構において文化財の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 文部科学省、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国

立美術館において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職

- ・ 地方公共団体の教育委員会、学校、社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 社会教育主事及び司書

(3) 学芸員補となる資格を有する者に関する規定の整備について

(学芸員補となる資格に関する法改正の趣旨)

- ・ 従前の博物館法では、大学に入学することのできる者は学芸員補となる資格を得ることと規定されていたが、大学進学率の増加等の社会背景を踏まえ、今回の改正により、学芸員を助ける専門的な職である学芸員補となる資格についても、博物館に関する科目の単位を修得することを求め、短期大学士の学位を要件とすることとしている。
- ・ 法第5条第2号では、この新たな要件と同等以上の学力及び経験を有する者について文部科学省令で規定することとしているが、この範囲づけに当たっても、改正法の趣旨を踏まえて、①博物館に関する専門性、②短期大学士の学位に相当する学力の2つの点に留意する必要がある。

(学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者について)

- ・ 改正法では、学芸員補となる資格の取得に際しても、博物館に関する専門性を求めることとしていることから、これと同等以上の学力及び経験を有する者の範囲を定めるに当たっても、大学における博物館に関する科目の単位の修得を要件とすることは不可欠であると考えられる。
- ・ その上で、短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力がある者として、4年制の大学に2年以上在学して必要単位を修得した者や、学校教育法施行規則に規定（短期大学を卒業したものと同等以上の学力がある者として、例えば、高等学校の専攻科を修了した者や専門職大学の前期課程を修了した者の一部、高等専門学校を卒業した者などを認めている）される者等を定めることが適当と考えられる。